

## 報道関係各社の報道（時事、NHK、河北、毎日）

### 国に賠償命令、8件目 いわき市の原発避難訴訟

#### 一 福島地裁支部

2021年03月26日 18時42分 JIJI.COM 時事通信



東京電力福島第1原発事故の避難者訴訟の判決後、垂れ幕を掲げる原告弁護団＝26日午後、福島県いわき市

東京電力福島第1原発事故で精神的苦痛を受けたとして、事故当時に福島県いわき市民だった1471人が国

と東電に計約26億円の損害賠償を求めた訴訟の判決が26日、福島地裁いわき支部であった。名島亨卓裁判長は国と東電に対し、1431人に計約2億400万円を支払うよう命じた。

### 国の責任認定、原告逆転勝訴 「対策取れば事故至らず」

#### 一 原発避難者訴訟・東京高裁

国と東電を相手取った集団訴訟の15件目の一審判決で、国の賠償責任を認めたのは8件目。

名島裁判長は、政府機関が2002年に公表した津波地震の発生確率を推定する「長期評価」に基づき、国は09年8月ごろまでに津波を予見できたと認定。日本原電が約1年半で建屋の水密化工事をしたことを引き合いに、規制権限のある国が東電に安全対策を取らせなかったのは違法と判断した。

その上で、いわき市の一部が屋内退避区域に指定された11年3～4月について、「被ばくへの危惧などから市民が事実上避難を強いられた」と指摘。慰謝料として1人当たり22万円を認定し、東電が支払い済みの額を差し引いた賠償を命じた。

原告側弁護団は「国の責任を認めたことは評価できるが、被害への理解が不十分だ」として、控訴する意向を示した。

**福島 NHK NEWS WEB 福島放送局**

## 国と東電に指針超の慰謝料認める

### いわき市民訴訟

03月26日 19時05分 NHK

東京電力福島第一原子力発電所の事故で平穏な生活が奪われたとして、原発事故の発生当時避難指示が出なかった、いわき市の住民1400人あまりが国と東京電力に賠償を求めていた裁判で、福島地方裁判所いわき支部は、国の責任を認め、国と東京電力に総額2億円あまりの賠償を命じました。

原発事故の発生当時、避難指示が出なかった、いわき市の住民1400人あまりは、平穏な生活を奪われたとして、国と東京電力にあわせて26億円あまりの賠償を求めていました。

原告の弁護団によりますと、原発事故で避難した人などが国と東京電力を訴えた集団訴訟は、全国で30件あまり起こされていますが、避難指示が出なかった地域の住民だけが原告となったのはこの裁判だけで、国と東京電力が巨大な津波を事前に予見できたかや、国の審査会が指針で示している慰謝料の金額が妥当かどうかなどが争点となりました。

26日の判決で、福島地方裁判所いわき支部の名島亨卓裁判長は、「平成14年に政府の地震調査研究推進本部が発表した地震の『長期評価』に基づいて、原発事故の2年前には、大規模な津波が到来する可能性があるという試算を国は安全評価に取り込むべきだった。安全対策を講じていれば、事故を回避できた可能性があり、国が東京電力に対策を求める権限を行使しなかったのは違法だ」と指摘し、東京電力とともに、国の責任を認めました。

その上で「いわき市の住民は、一定程度の放射線被ばくによる健康被害に不安を抱え、多くの避難者を受け入れるなど事故の影響を強く受けていて、法令上、避難を強いられたわけではないにしても、事実上、避難を強いられる状況にあったというべきだ」として、指針を超えた慰謝料の支払いを認め、国と東京電力に対し、原告のうち1431人に総額2億円あまりを賠償するよう命じました。

同様の集団訴訟の判決は今回が15件目で、1審で国の責任が認められたのは8件目です。

原告側の広田次男弁護士は、「いわき市の住民の被害が認められた点で、いい判決だったと言える。原発事故の被害は福島全体に及んでいて、避難指示が出ていない地域でも、さらなる賠償が認められる可能性がある判決だ」と話していました。

26日の判決について、原子力規制庁は「国の主張が一部を除いて認められなかったものと考えている。関係機関と協議し、今後の対応を検討する」としています。

また、東京電力は、「今後、判決内容を精査し、対応を検討する」としています。

## 【裁判所の判断分かれる】

原告の弁護団によりますと、東京電力福島第一原子力発電所の事故をめぐり、避難した人たちが国と東京電力を訴えた集団訴訟は、全国18の都道府県で30件あまり起こされ、原告数はおよそ1万2000人にのぼっています。

26日の判決をのぞいて、これまで1審の判決が出たのは14件で、国の責任については前橋地裁など7件で認められましたが、千葉地裁など7件では認められませんでした。

また、2審の判決が出たのは3件で、国の責任を認めたのは2件、認めなかったのは1件と、裁判所によって判断が分かれています。

## 国と東電に2億円賠償命令 いわき原発事故訴訟

### 地裁支部判決

2021年03月27日 06:00 河北新報



一部勝訴の垂れ幕を掲げる原告側弁護団＝26日、福島地裁いわき支部前

東京電力福島第1原発事故で自主避難を強いられたなどとして、いわき市民1471人が国

と東電に対し約26億7000万円の慰謝料の支払いなどを求めた訴訟の判決で、福島地裁いわき支部は26日、国と東電の共同責任を認め、計2億431万円の支払いを命じた。原告側は賠償水準が不十分だとして控訴する方針。

名島亨卓裁判長は、国は2002年公表の地震予測「長期評価」を09年8月までに原発の安全評価に取り込むべきだったと指摘。その知見に基づき、東電に対し改善を求める命令を出す義務があったのに怠ったと違法性を認めた。

東電の責任に関しては09年8月以降、津波を想定し具体的な安全対策を講じるべきだったと過失を認定した。国が命令を怠った不作為と東電の過失には実質的な共同関係があり、連帯責任を負うべきだとした。

判決は、いわき市民は「事実上避難を強いられる状況だった」と認定。市内にとどまった住民も「避難者と同じ精神的苦痛を受けた」として一部を除き慰謝料を14万～22万円上積みした。被害の終期は11年9月末とした。

原告側弁護団の広田次男弁護士は「国の責任を認めた判決は勝利と言える。一刻も早く確定させたい」と述べた。東電福島本社は「内容を精査し対応したい」とコメント。原子力規制庁の担当者は「国の主張が一部を除き認められなかった。対応を検討する」と話した。

提訴は13年3月。市民は被ばくの不安を強いられて生活しているなどとして、市全域で空間放射線量が毎時0・04マイクロシーベルト以下となる原状回復措置や事故の法的責任の明確化などを求めている。

## 福島第1原発事故 川俣町山木屋訴訟 東電に6億円賠償命令 川俣町山木屋訴訟 悪質性は否定 地裁支部判決 / 福島

毎日新聞 2021/2/10 地方版 有料記事 736 文字



集まった原告や報道陣を前に「不当判決」などと旗を出す弁護団＝福島県いわき市平八幡小路の福島地裁いわき支部前で2021年2月9日、柿沼秀行撮影

東京電力福島第1原発事故で避難指示区域となった川俣町山木屋地区からの避難者297人が、東電に対し、古里の生活を奪われたことによる慰謝料など計147億円の支払いを求めた裁判の判決が9日、福島地裁いわき支部であった。名島亨卓裁判長は「故郷喪失慰謝料」などとして計6億498万円の支払いを命じた。原告団は14日に総会を開き、控訴を決める方針。

山木屋地区の避難指示は2017年3月に解除された。原告らは、山林や農地が放射能に汚染され、自然の恵みを享受していた生活様式が失われたと主張。「故郷（ふるさと）はく奪・喪失」による慰謝料として1人2000万円▽避難に伴う慰謝料として、避難生活が終了するまでに1人月額50万円―の支払いなどを求めている。

判決は、原告のうち26人の訴えを棄却し、残る271人について、故郷喪失慰謝料の額を1人200万円が相当とした。避難に伴う慰謝料は、月額10万円とする中間指針の考え方は合理性が認められるとした。

また、東電の責任を巡り、津波の予見可能性や事故を回避できたかについては悪質性を否定した。東電は「判決内容を精査し、対応を検討したい」とコメントした。

判決後、原告弁護団らは地裁支部の前で「不当判決」などと旗を出すと、原告らは改めて怒りを募らせた。

米、野菜、猟で取ったイノシシ、ウサギ……。山木屋で自給自足の生活だった原告の鳴原勝由さん（57）と美鈴さん（57）夫妻は今、二本松市で2人で暮らす。「避難生活のストレスで体調を崩した。山木屋を離れて初めて、自然のありがたさが身にしみた」としみじみと語る。「それまでの生活が無くなった。判決ではそれが分かってもらえなかったみたいで悔しい」。控訴して戦い続けることを誓っていた。【柿沼秀行】

## 福島第1原発事故 南相馬市原町区訴訟 東電の悪質性認めず 古里変容は賠償命令 地裁いわき支部 / 福島

毎日新聞 2020/11/19 地方版

東京電力福島第1原発から30キロ圏内に住んでいた南相馬市原町区の住民144人が、東電を相手取り、原発事故で古里が「変容」したことに対する慰謝料など総額約33億円の損害賠償を求めた裁判の

判決が18日、福島地裁いわき支部であった。名島亨卓裁判長はうち132人について「故郷変容慰謝料」を認めるなど、東電に総額約1億4600万円の支払いを命じた。一方で、東電の津波回避の対応については、悪質性を否定した。

判決を聞く原告の表情は一様に暗かった。津波の予見可能性と事故の回避について「痛恨の極み」などと厳しく断じた3月と9月の仙台高裁判決の後だけに、期待が大きかったからだ。原告の女性(78)は「仙台高裁判決が印象的だったので、怒りしかない。高裁で頑張っていきたい」と悔しそうに語った。



「不当判決」などと掲げた旗を見つめる関係者ら＝福島県いわき市平の福島地裁いわき支部で2020年11月18日午後2時22分、柿沼秀行撮影

弁護団も「不当判決」の旗を掲げたものの、判決後の集会で大木一俊弁護団長

は「仙台高裁判決の水準を超えられなかったが、負けたのではない。東電の責任を認めたことは間違いない」と強調し、控訴の意向を示した。

原告は同市原町区の第1原発から半径20～30キロ圏内の旧緊急時避難準備区域と、同20キロ圏内の旧避難指示解除準備区域に自宅があった住民。裁判では、事故前まで住民の多くが顔見知りで緊密な人間関係を構築してきた体験などを通じ、古里が失われたことの意味を訴えてきた。

判決では、憲法の幸福追求権に基づく人格的利益が侵害されたと認定。避難慰謝料とは別に「故郷変容慰謝料」を認めるべきだとして20キロ圏内の原告に150万円、20～30キロ圏内の原告に70万円を支払うよう命じた。

ただ、津波の予見可能性と事故を回避できたかについては「注意義務違反があると考えられる余地がある」としながら「強く専門家が対策を求めるような切迫した状況であったとまでは認められない」とした。東電は「判決内容を精査し、対応を検討したい」とコメントした。

【柿沼秀行】